

## 当別ふれあいバスにおける二酸化炭素排出権取引の概要

### 1 概要・目的

現在、当別ふれあいバスで使用しているバイオディーゼル規模の、小口の排出権取引市場は存在しない。環境省ではオフセットクレジット制度を制定し、将来取引の対象となるアイデアを募集しており、当別ふれあいバスで使用しているバイオディーゼルの事例を応募する。事例が採択されれば、環境省からバスの事例について調査が入り、データの精度等精査した後、算出モデルとなりうるか検討。モデルとなれば、取引制度が整った段階で排出権を売買することができる。

### 2 経過

京都議定書で定められた温室効果ガス削減目標 6% を実施する手法として、「1. 海外から排出権を買う」、「2. 排出枠を先進国から買う」、「3. 国内の排出量を抑える」が上げられる。1. 2 は国際的な取引なので割愛、3 の国内排出量の取引について以下に述べる。

国内排出量取引は 2005 年に環境省が「自主参加型国内排出権取引制度」を創設した。これは補助金を受けて設備投資等を行い、3 年間をかけての削減目標を設定し、削減分を他の企業に売る手法であるが、目標に達しなかった場合の補助金返還や排出量売買に制限があったため、取り組む企業が少なかった。

そこで環境省はオフセットクレジット制度を制定し、排出量取引を促すことで、中小企業や個人・自治体の排出量削減を推進することとした。

### 3 オフセットクレジット制度の概要

取引を行うためには、排出削減された量をクレジット化して、流通する必要がある。スキームについては別紙の通り。流通されるクレジットは J - V E R と呼ばれ、専用の口座に登録・保有し、売買によって移動させる。

### 4 オフセットクレジット創出モデル事業の募集

排出削減量をクレジット化するためには、どれだけの量が削減されるか、それは適正な方法で計測・算出されたものかをどこかの機関が認証しなければならない。現在、クレジット化できる事例が少ないため、今回のモデル事業に応募された中から、データの収集、方法論や計算式を確定させ、将来のクレジット発行事例へつなげることを目指している。

---

#### オフセットクレジット(J - V E R)制度

京都議定書等の国際的に法的拘束力を持った制度に基づいて発行されるクレジットに対して、日本国内で認証した温室効果ガスの排出削減プロジェクトによって発行されるクレジット。国内企業の排出量削減目標のために売買される。

#### カーボンオフセット

排出された CO<sub>2</sub> を相殺するために、植林や森林保護、クリーンエネルギー事業を実施すること。直接的には企業が削減できなかった CO<sub>2</sub> を植林などで代替する方法。近年では、商品に数円上乗せして、その金額で他所の排出権の購入や植林活動を行う動きもある。

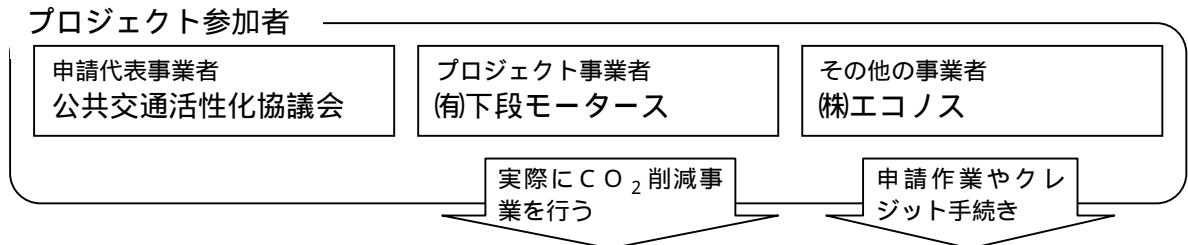
#### 京都議定書の削減目標

京都議定書では削減目標を 6% と定めているが、目的を達成する取り組みは国と企業それぞれが行う。国は N E D O を通じて新エネルギー転換を促し、そこで削減された排出量を削減目標に当てる。企業は、発電や運輸部門での排出削減や、省エネ製品による家庭での排出量削減により目標値に近づける。現段階では企業に対しての削減割り当ては、大企業の自主行動計画策定に留まっており、強制力は無い。

## 5 募集の手法

北海道では、排出量取引を扱っている企業が少なく、その中の一つ(株)エコノスが、道内のオフセットプロジェクト創出モデル事業を進めている。書類作成・申請手続きを代行する代わりに、プロジェクトが通り排出権を売ることができるようになれば、自社で買い取らせて欲しいとの申し出があった。

プロジェクトの申請主体は協議会、実際に排出量削減を行うプロジェクト事業者として下段モータース、その他のプロジェクト参加者としてエコノスを加えて、書類を申請する。



## 6 申請に当たって

申請では、バイオディーゼル使用による費用の削減効果と、使用しなかった場合の本格運行時の赤字額の増大から取り組みの重要性を説く。排出量削減の根拠として、バスの運行キロ数やバイオディーゼル排出量、ふれあいバスの決算資料などを提出する。

## 7 申請が通った場合の動き

申請が通れば、排出量計算の標準事例とするために認証機関からの調査、データの提供が行われ、ポジティブリスト、適正化基準、方法論が確定される。これにより初めて排出量が売買できる。削減された排出量からクレジット(J - V E R)を発行して、J - V E R登録簿に記載する。ここで、エコノスに排出権を渡して、対価を受け取り現金化する。

## 8 スケジュール

- ・平成 20 年 11 月 4 日                    モデル事業募集開始
- ・平成 20 年 12 月 5 日                    モデル事業募集終了
- ・平成 20 年 12 月下旬                    1 次審査
- ・平成 21 年 1 月下旬                    2 次審査

## 9 その他

経済産業省でも同様のCO<sub>2</sub>排出量取引の試行的実施を予定している。

平成 19 年度バイオディーゼル使用量実績 24,000 リットルで、軽油のCO<sub>2</sub>排出量が2.62kg/リットル、バイオディーゼルの燃焼させた際に発生するCO<sub>2</sub>は生産時に吸収され、バイオディーゼルと軽油の燃費がほぼ同じとして削減される排出量を計算。

$$24,000 \text{ リットル} \times 2.62\text{kg/リットル} = 62,880\text{kg} = \underline{62.88\text{t}}$$